

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について

平成 25 年 3 月

復興庁

1. 趣旨

福島の復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金を創設するとともに、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充等を行う。

2. 改正の概要

(1) 長期避難者の生活拠点の形成

長期避難者の生活の拠点を形成するため、福島県等による公営住宅の整備をはじめとする必要なインフラ整備と、生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業とを一体で財政的に支援するための生活拠点形成交付金を創設する。

(2) 公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行（道路事業、河川事業等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業について、広域インフラ施設の機能回復など住民の帰還等に向け必要となるものを、居住制限区域や帰還困難区域で実施可能とする。

※現行の対象は避難解除区域及び避難指示解除準備区域のみ

(3) 課税の特例等による企業立地の更なる促進

①避難対象区域内に所在していた事業者について、避難指示解除準備区域及び居住制限区域で事業再開する場合、税制の特例措置（※1）の適用を受けられることとする。

※現行の対象は避難解除区域のみ

（※1）特例措置の内容（事業用設備の即時償却・税額控除や被災者を雇用した場合の税額控除）については、震災税特法にて規定。

②県の計画に従って事業を行う新規事業者についても、上記と同様の措置を講じることとする。

※現行の対象は避難対象区域内に所在していた事業者のみ

3. 施行期日：公布の日

～福島復興及び再生を加速するための措置の創設・拡充

長期避難者の生活拠点の形成

生活拠点形成交付金の創設(平成25年度予算)

- ・交付先:福島県、避難者受入市町村等
- ・対象:公営住宅の整備を中核とした受入に伴い必要なハード整備
これらと一体となって行うソフト事業

公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

現行

- ・避難解除区域
- ・避難指示解除準備区域

改正後

- ・居住制限区域
- ・帰還困難区域

※広域インフラ施設の機能回復等、住民の帰還等に向けて必要な事業が対象

企業立地の更なる促進

避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充

現行

- ・対象事業者:既存事業者
- ・対象区域:避難解除区域

改正後

- ・対象事業者:新規立地事業者を追加
- ・対象区域:避難指示解除準備区域
居住制限区域を追加

※事業用設備の特別償却
被災者を雇用した場合の税額控除等

※施行期日:公布の日

警戒区域と避難指示区域の概念図
(平成24年11月30日現在)

